政令第百十三号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第三項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項及び第三十四条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十九条の三並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第百一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「令和四年四月」を「令和五年四月」に、「四万三千七十円」を「四万四千百四十円」に改め、同条第二項中「令和四年四月」を「令和五年四月」に、「一万百七十円」を「一万四百二十円」に改め、同条第三項中「令和四年四月」を「令和五年四月」に、「六千百円」を「六千二百五十円」に改める。

第二条の四第三項中「〇・〇二三〇〇七〇」を「〇・〇二三五八〇四」に改め、同条第四項中「〇・〇〇三五四五五」を「〇・〇〇三六三六四」に改め、同条第五項中「〇・〇〇二一二五九」を「〇・〇〇二一七四八」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「令和四年四月」を「令和五年四月」に、「三万四千九百円」を「三万五千七百六十円」に、「五万二千四百円」を「五万三千七百円」に改める。

第九条の二中「令和四年四月」を「令和五年四月」に、「一万四千八百五十円」を「一万五千二百二十円」に改める。

第十条の二中「令和四年四月」を「令和五年四月」に、「二万七千三百円」を「二万七千九百八十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「令和四年四月」を「令和五年四月」に、「一万四千八百五十円」を「一万五千二百二十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和五年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項から第五項までの規定は、令和五年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十四号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中「百分の六・〇一」を「百分の五・九八」に改める。

第一条の六中「百分の七・五〇」を「百分の八・二五」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

令和五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十五号

令和五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第五項並びに第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条　令和五年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百五十七とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条　令和五年度における法第三十四条第五項の政令で定める割合は、百分の一とする。

（負担調整基準率）

第三条　令和五年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の五十四・〇二九とする。

（特別負担調整基準率）

第四条　令和五年度における法第三十八条第五項の政令で定める率は、百分の四十八・九一四六三とする。